

東村山市情報公開制度等 運用状況 (令和2年1月～7月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年 7月 1日

総務課 情報公関係

作成日 令和2年9月24日

1 情報公開請求件数（令和2年1月1日～7月31日）

請求（申出）件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 （年間実人数 の累計）	請求数 （請求・申出数）	義務的請求 （注1）	任意的申出 （注2）	請求件数 （所管課別）	全部公開	部分公開	非公開 （注3）	文書 不存在	存否応答 拒否	却下 （注4）	検討中 （注5）	その他
1月	4	4	3	1	32	10	22						
2月	7	3	2	1	3	1	2						
3月	13	7	5	2	9	2	5		2				
4月	20	9	5	4	19	9	9	1					
5月	22	2	1	1	2	2							
6月	26	5	3	2	6	4	2						
7月	26	3	3	0	4		3	1					
合計	—	33	22	11	75	28	43	2	2	0	0	0	0
比率(%)	—	100%	66.7%	33.3%	100%	37.3%	57.3%	2.7%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※各項目の比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0とはならない。

- （注1） 義務的請求とは、条例第5条に定めるものからの公開請求である。
- （注2） 任意的申出とは、条例第5条に定める義務的請求が可能な者以外からの公開申出である。
- （注3） 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。
- （注4） 請求の要件を満たしていないため却下としたもの。
- （注5） 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

2 情報公開請求の所管別内訳(令和2年1月1日～7月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	実施機関	所管名	件数	比率(%)			
議会	議会事務局	1	1.3%	市長	子ども家庭部	子ども政策課				
市長	会計課					子育て支援課(～3/31)	2	2.7%		
	経営政策部	秘書広報課					子ども育成課(～3/31)			
		企画政策課	1			1.3%	子ども・保健給付課(4/1～)			
		行政経営課	1			1.3%	地域子育て課(4/1～)	1	1.3%	
		資産マネジメント課	1			1.3%	保育幼稚園課(4/1～)	1	1.3%	
		財政課	1			1.3%	児童課	2	2.7%	
		情報政策課	1			1.3%	子ども家庭支援センター			
		地域創生部	産業振興課			1	1.3%	資源循環部	廃棄物総務課	
		シティセールス課	1			1.3%	ごみ減量推進課		1	1.3%
		東京2020オリンピック・パラリンピック推進課長				施設課	1		1.3%	
		市民スポーツ課	2		2.7%	まちづくり部	都市計画課			
	総務部	総務課					まちづくり推進課	1	1.3%	
		人事課	2		2.7%		市街地整備課			
		営繕課					用地課	1	1.3%	
		契約課					みどりと公園課	4	5.3%	
		法務課					道路河川課	7	9.3%	
		行政不服審査制度担当主幹					下水道課			
	市民部	市民課				教育委員会	教育部	教育総務課	6	8.0%
		市民協働課	1		1.3%			学務課	3	4.0%
		市民相談・交流課	2		2.7%			指導室	5	6.7%
		課税課						(学校)		
		収納課						小学校		
	環境安全部	地域安全課	2		2.7%			中学校		
		環境・住宅課	2		2.7%			社会教育課	3	4.0%
		防災安全課	1		1.3%			図書館	1	1.3%
		公共交通課	1		1.3%			公民館		
	健康福祉部	地域福祉推進課	1	1.3%	ふるさと歴史館			1	1.3%	
生活福祉課				子ども・教育支援課	7	9.3%				
介護保険課		1	1.3%	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
障害支援課		1	1.3%	農業委員会	農業委員会事務局					
健康増進課		4	5.3%	監査委員	監査委員事務局					
保険年金課				固定資産評価審査委員会						
合 計						75	100%			

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
56	R2.1.9	東村山市外国語指導補助業務委託プロポーザルに係る契約締結事業者の企画提案書および審査結果(順位、点数等)	R2.1.23	部分公開	ア、R2年度東村山市外国語指導補助業務委託 企画提案書((株)ボーダーリンク) イ、R1年度No.763起案書「令和2年度外国語指導補助業務委託契約におけるプロポーザル審査結果通知」	アの文書について「法人の事業運営上のノウハウに該当する箇所」は、公開すると当該法人の事業運営上又は競争上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 アの文書について「個人の顔が特定できる写真、従業員の氏名」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報を含むもののため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 アの文書について「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	指導室	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>イの文書について 「3位以下の事業者の名称及び代表者氏名(公開(任意)申出者を除く)」は、公開すると3位以下の事業者の点数及び順位が特定され、事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について 「選考委員ごとの点数の詳細な内訳、参考見積額の評価方法」は、公開すると将来同種の事務事業の公正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
57	R2.1.16	1、「行政財産の目的外使用における使用料及び許可の取り扱いについて」(2019年8月29日付通知) 2、2016～20年度予算の予算見積単価表 3、補助金の予算要求に際して、補助対象の活動実態、最終用途の状況、補助効果を明らかにした書類一式(2020年度予算分)	R2.1.23	公開	「行政財産の目的外使用における使用料及び許可の取扱いについて(通知)」		資産マネジメント課	3の文書のみ、請求に係る文書の取りまとめや非公開部分の検討等の事務手続き及び決裁を通常の期日までに完了させることが困難なため、R2.3.6まで決定期間を延長した。 その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた感染防止対策に係る臨時対応の発生等により、請求に係る文書の取りまとめや非公開部分の検討等の事務手続き及び決裁を60日以内に完了させることが困難となったため、R2.4.30まで決定期間を特別延長
			R2.1.22	公開	予算見積単価表(H28年度～R2年度予算分)		財政課	
			R2.3.4	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、議会運営経費	「委託料のうち、入札予定価格が類推できる情報(項目ごとの設計金額、単価及び数量)」は、入札前の委託料の予定価格を類推できる情報であり、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	議会事務局	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、勤労者福祉サービスセンター助成事業費イ、農業振興対策事業費ウ、農業後継者・担い手確保育成対策事業費エ、農業環境保全対策整備事業費オ、農作物等病虫害防除事業費カ、産業まつり(農畜産業展)事業費キ、商工業振興対策事業費ク、小口事業資金融資事業費ケ、産業まつり(商工業展)事業費コ、住宅修築費補助事業費サ、観光振興対策事業費	「勤労者福祉サービスセンター職員個人の給与手当、法定福利費、退職手当、福利厚生費、期末勤勉手当、社会保険料、氏名、昇任の経過、休業状況、退職金見込額を特定できる箇所」 「東村山市有機農業研究会会員の氏名及び住所(会長を除く)、電話番号」 「認証農業者認定見込みの者の氏名、住所」 「農産物ブランド化推進事業補助金補助対象見込みの者の氏名」 「未採択の農地の創出・再生支援事業の要望者を特定できる箇所」 「農地の創出・再生支援事業の要望者が提出した見積書を作成した事業者の担当者氏名」 「東村山観光ボランティアガイドの会会員氏名(会長を除く)、住所、電話番号」は、 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの及び当該個人が一般に公にしているものであり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	産業振興課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「勤労者福祉サービスセンターの退職金支給の計算方法が特定できる箇所」</p> <p>「農地の創出・再生支援事業の要望者が提出した見積書を作成した事業者を特定できる箇所及び詳細な項目の単価及び数量」</p> <p>「団体代表者の印影」</p> <p>「東村山観光ボランティアガイドの会が加入するボランティア保険会社が特定できる箇所」は、事業者又は団体が一般に公にしていない内部管理情報であり、公にすることにより当該事業者又は団体の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、地方創生推進事業費	「ハンズオン支援対象事業者の経費支援の内容のうち、「ハンズオン対象商品・サービスの効果」は、一般に公にされていない対象事業者の内部管理情報であり、公開すると事業運営に支障が出るおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開	シティセールス課	
			R2.3.9	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、体育協会助成事業費イ、体力づくり推進事業費	「労務管理、会計事務及び行政書士の顧問料、役員法人登記料金、団体代表者の印影、体育協会の取引先企業が特定できる箇所」は、団体の内部管理情報であり、公にすると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、職員研修関係経費イ、職員福利厚生経費	「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開	人事課	
			R2.3.9	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、市民活動促進事業費イ、自治会経費	「市民提案型公益活動事業補助金応募団体一覧」のうち、不採用になった団体名及び複数団体から応募があった場合の順位」は、各団体それぞれの順位及び補助対象とならなかった団体が特定され、団体間の優劣について予断を与え、当該団体の団体運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人・団体情報に該当し非公開	市民協働課	
			R2.2.12	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、姉妹都市等事業費		市民相談・交流課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、交通安全対策事業費イ、防犯対策事業費ウ、自治会防犯街路灯補助事業費	「委託料における入札予定価格が類推できる情報(交通事故スタント実施委託料の単価及び回数)」は、委託料の予定価格を類推できる情報であり、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 「団体代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用等、競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	地域安全課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						「東村山市交通安全協会が参考見積書を依頼した事業者が特定できる情報」は、市以外の法人又は団体が事業者へ依頼した参考見積書は、事業者が依頼主及び市以外に公にしているものではなく、作成した事業者の内部管理情報である。これを公にすると当該事業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。このため条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。ただし、事業者の利益は「事業者を特定できる情報」のみを非公開とすることで保護することができる。		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開		
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、住宅耐震化促進事業費イ、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費ウ、地域猫活動支援事業費エ、環境基本計画推進事業費	「ブロック塀等撤去等助成金助成対象要件」は、予算要求時点において想定される要件をあげたものであり、市としての最終決定が行われていないものである。これを公にすることで、当該要件で助成金を受け取れるものと誤認した市民や事業者等が、未決定の要件に基づいた準備行為や営業、契約等を行うなど、不当な利益又は不利益が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開	環境・住宅課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「ブロック塀助成制度に関する調査のうち、他市の令和元年度見込み件数」は、東京都の調査に回答するため各市が算出した未確定の件数であり、公開すると、当該地方自治体との信頼関係が損なわれると認められるため、条例第6条第4号国等協力関係情報に該当し非公開</p> <p>「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、災害対策事業費イ、地域防災活動支援事業費ウ、消防団運営経費	「災害対策事業費の経常的及び臨時的消耗品費のうち、入札予定価格が類推できる情報」「災害対策事業費の委託料のうち、入札予定価格が類推できる情報」は、消耗品費及び委託料の予定価格を類推できる情報であり、公開すると予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用等、競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	防災安全課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開		
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、コミュニティバス運行事業費	「コミュニティバス運行事業費の内訳、必要運転士数、燃料油費・車両修繕費・償却費・その他経費・一般管理費の計算の基礎、運転士予備率、車両予備率、西武バス株式会社の取引先事業者名及び取引金額」は、当該事業者の内部管理情報であり、公開すると当該事業者がいくらかこの業務を請け負っているのか等の営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	公共交通課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、民生委員・児童委員活動経費イ、成年後見制度推進事業費ウ、社会福祉協議会運営助成事業費	「社会福祉協議会職員の氏名及び印影、事務局長人件費、退職予定正規職員1名の退職金が特定出来る箇所、アシスタント職員及び産業医の収入額が特定できる箇所、移送サービス運転手の収入額が特定できる箇所、正規職員個人の給与及び諸手当が特定出来る箇所、正規職員個人の社会保険料及び健康診断料が特定出来る箇所、嘱託職員個人の報酬月額及び法定福利費が特定できる箇所、事務局長の給与及び諸手当・法定福利費・健康診断料、参考見積書を依頼した事業者の社員の印影、職員個人の互助会費が特定出来る箇所、安全管理者会担当者氏名、東京都民生児童委員連合会の担当者氏名・担当者メールアドレス」は、 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの及び当該個人が一般に公にしているものであり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	地域福祉推進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「安全管理者会の代表者の印影、会費、口座情報」 「社会福祉協議会が参考見積書を依頼した事業者の口座情報」 「H31年度福祉団体等助成実績見込額及び団体名」 「東京都民生児童委員連合会の代表者の印影、口座情報」は、事業者又は団体が一般に公にしていない内部管理情報であり、公にすることにより当該事業者又は団体の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「社会福祉協議会が参考見積書を依頼した事業者が特定できる情報」 「東村山市民生委員・児童委員協議会が参考見積書を依頼した事業者が特定できる情報」は、</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						市以外の法人又は団体が事業者へ依頼した参考見積書は、事業者が依頼主及び市以外に公にしているものではなく、作成した事業者の内部管理情報である。これを公にすると当該事業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。このため条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。ただし、事業者の利益は「事業者を特定できる情報」のみを非公開とすることで保護することができる。		
			R2.2.13	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、高齢者福祉サービス第三者評価受審費補助事業費イ、社会福祉法人等負担軽減措置補助事業費ウ、高齢者施設整備事業費		介護保険課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.3.4	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、障害者日中活動系サービス等推進事業費イ、重度心身障害児(者)通所施設補助事業費		障害支援課	
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、高齢者生きがい事業費イ、シルバー人材センター運営補助事業費ウ、老人クラブ助成事業費エ、在宅医療連携推進事業費オ、骨髄移植ドナー支援事業費	「委託料における入札予定価格が類推できる情報(福祉バス運行業務委託料の単価・数量)」は、委託料の予定価格を類推できる情報であり、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 「シルバー人材センターが契約している委託契約の委託先事業者名(特命随意契約により選定しているものを除く)及び委託契約毎の金額」は、	健康増進課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>当該事業者の内部管理情報であり、公開すると当該事業者がいくらでこの業務を請け負っているのか等の営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利益になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「シルバー人材センター職員の氏名(代表者を除く)、給料月額が特定出来る箇所、手当・社会保険料が特定できる箇所」 「シルバー人材センターが契約している委託契約の委託先事業者の担当者氏名」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの及び当該個人が一般に公にしているものであり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用等、競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
			R2.4.23	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、子育て預かりサポート事業費イ、妊婦健康診査事業費ウ、新生児聴覚検査事業費エ、インフルエンザ菌b型ワクチン接種事業費オ、小児肺炎球菌ワクチン接種事業費カ、B型肝炎予防ワクチン接種事業費キ、三種混合予防接種事業費ク、急性灰白髄炎予防接種事業費ケ、四種混合予防接種事業費コ、結核予防接種事業費サ、ロタウイルスワクチン接種事業費シ、麻しん風しん予防接種事業費ス、水痘予防接種事業費セ、日本脳炎予防接種事業費ソ、第2期ジフテリア・破傷風予防接種事業費タ、HPV(子宮頸がん予防)ワクチン接種事業費	「委託料の予定価格を類推できる情報」は、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	子育て支援課	
			R2.3.5	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、集団資源回収事業費イ、生ごみ堆肥化推進事業費		ごみ減量推進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.2.13	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、秋津駅南再開発計画事業費		まちづくり推進課	
			R2.3.9	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、土地開発公社助成事業費	「公社が取得した土地を売却するために必要となる交渉等に係る情報」は、公にすることにより当該土地にある建物所有者等関係当事者との交渉の不調、理解協力を得ることが困難になるなど、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報であるため、条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開 「R2年度中の取得予定地が具体的に分かる住宅地図の写し」は、まだ公にしていない取得予定用地の具体的な場所の情報であって、公にすると当該土地所有者との交渉の不調、事前に情報を得て当該土地を買い付けた第三者による不当な価格高騰等用地取得事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	用地課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.3.3	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、樹林・樹木保護事業費イ、みどりの街づくり推進事業費ウ、生垣設置助成事業費		みどりと公園課	
			R2.2.13	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、私有道路整備事業費	「私有道路整備補助申請の申請者を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、印影、申請地を示す住宅地図の写し)」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「申請1件名当たりの入札予定価格が類推できる情報(申請1件名当たりの工事費要求額、予定工事金額、市補助金、申請者負担金、㎡当たりの単価)」は、入札前の工事の予定価格を類推できる情報であり、公開すると当該工事の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	道路河川課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.24	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、小学校統括経費イ、回田小学校施設費ウ、萩山小学校施設費エ、東萩山小学校施設費オ、野火止小学校施設費カ、中学校統括経費キ、第二中学校施設費	「委託料における予定価格が類推できる情報」は、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開	教育総務課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.14	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、学校保健促進事業費イ、外国人学校等保護者補助事業費	「当時の事業担当者と査定担当者との口頭によるやりとり内容」は、当時の担当者同士の口頭によるやりとりの伝聞が記載された部分であり、確定した情報ではない。これを公にすると、特定の職員への不当な圧力につながるおそれ及び事業担当所管と査定担当所管との率直な意見の交換に支障が生じるおそれがあり、もって、将来の予算要求事務事業の適正な執行が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	学務課	
			R2.4.16	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、教職員研修経費イ、中学校スポーツ大会事業費ウ、移動教室事業費エ、小学校特別支援学級宿泊学習事業費オ、移動教室・修学旅行事業費カ、中学校特別支援学級宿泊学習事業費	「委託料における入札予定価格が類推できる情報(看護師派遣委託料)」は、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	指導室	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.16	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、社会教育事業費イ、市立小・中学校地域教育推進事業費ウ、市民文化祭事業費エ、青少年対策事業費	「団体代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用等、競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開	社会教育課	
			R2.2.12	公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、地域児童図書館助成事業費		図書館	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.16	部分公開	以下の事業に係る、R2年度当初歳出予算要求書及び添付資料(添付資料は補助金に係るものに限る。)ア、文化財保護事業費	<p>「梅岩寺及び正福寺が行う委託契約における予定価格が類推できる情報」は、民間団体が行う委託契約の委託料の予定価格を類推できる情報であり、公開すると当該委託の予定価格が推測され、落札価格が高止まりになる等のおそれがあり、もって、当該団体の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「梅岩寺が参考見積書を依頼した事業者が特定できる情報」は、市以外の法人又は団体が事業者へ依頼した参考見積書は、事業者が依頼主及び市以外に公にしているものではなく、作成した事業者の内部管理情報である。これを公にすると当該事業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や他の顧客に知られると、今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	歴史館	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						「査定により0円となった事業の情報」は、増額(減額)査定とは異なり予算年度当初においては実施しない事業である。これを公にすると、当該事業予算が要求されていることから実施されるものと誤認され、市民等への混乱が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報イに該当し非公開		
58	R2.1.21	R1年12月頃に東京都教育委員会から届いた、「特別支援教室に関する確認書」についての文書(通知・通達等、様式、文例を含めた一式すべて)	R2.2.3	部分公開	ア、区市町村立小・中・義務教育学校、中等教育学校前期課程及び区立特別支援学校の学級編制に関する事務説明会(R2年度)の資料6「令和2年度特別支援学級等の学級編制事務について」 イ、区市町村立小・中・義務教育学校、中等教育学校前期課程及び区立特別支援学校の学級編制に関する事務説明会(R2年度)の資料7「令和2年度学級編制調査の特別支援教室に係る変更点等について」 ウ、公立小中学校(義務教育学校及び中等教育学校前期課程含む)の特別支援学級等及び区立特別支援学校における学級編制等調査について(通知)(R2年度)	イの文書について「別紙4特別支援教室に係るヒアリング結果 課題のある事例のうち、事例及び内容・解説」は、公にすることにより、一部の区市町村における課題・事例が特別支援教室の運営全般に関する情報と誤認され、現に特別支援教室を利用する児童・生徒の保護者若しくは将来利用しようとする児童・生徒の保護者に不当に混乱を生じさせ、保護者の理解や協力を得ながら実施している特別支援教室に係る運営等、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	子ども・教育支援課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
59	R2.1.31	H30年度決算における、学校施設費の消耗品費、備品費の内訳が分かる文書	R2.2.13	公開	配当金決算額内訳(小学校及び中学校)(H30年度)		教育総務課	
60	R2.2.19	「東村山市本庁舎1階窓口・電話交換業務委託」(業務委託期間: R1.8.8~R2.3.31)における、選定業者の審査時における選定員の議事録及び全応募団体の評価項目別得点表	R2.3.4	部分公開	R1年度No.76報告・復命書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(第3回)」	「受託候補者及び次順位者以外の提案事業者の法人名」は、公開すると3位以下の事業者の点数及び順位が特定され、事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「提案事業者の審査項目ごとの点数の内訳」は、詳細な点数を公開すると、事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなり、今後同様の委託事業の選定が行われた際に同業他法人が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	行政経営課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						「提案事業者の事業ノウハウに該当する部分」は、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
61	R2.2.25	1、ごみ処理施設の基本方針策定に関する市民意見交換会(H30.10～12)を受けて開催した庁内会議や検討会等の記録すべて 2、ごみ処理施設の基本方針策定に関する説明会(R1.8～9)を受けて開催した庁内会議や検討会等の記録すべて	R2.3.6	部分公開	ア、基本方針策定に向けた市民意見交換会及びパネル展示アンケート結果の取りまとめ イ、ごみ処理施設整備に向けた市民意見交換会の議事録のまとめ及び公開 ウ、H30年度第3回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部 エ、R1年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会 オ、R1年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画庁内検討部会 カ、R1年度第1回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部 キ、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会 ク、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会(R1.8.25) ケ、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会(R1.8.30) コ、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会(R1.8.31) サ、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会(R1.9.7) シ、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会 ス、ごみ処理施設整備基本方針策定に向けた市民説明会 セ、ごみ処理施設整備基本方針(素案)に関する市民説明会報告書 ソ、R1年度第2回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部 タ、R1年度第3回東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部	エ、カの文書について「民有地の所在地」は、面積要件のみで抽出した土地で、施設整備用地として検討対象に挙げることにつき相手方に未説明であり、公開すると市と相手方の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第6号行政運営情報ウに該当し非公開 スの文書について「氏名」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別出来るもののため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	施設課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
62	R2.2.25	市立東村山第四中学校ブロック塀等改修工事の設計内訳書	R2.3.4	公開	市立東村山第四中学校ブロック塀等改修工事工事設計書		教育総務課	
63	R2.3.2	前川護岸改修工事実施設計委託の家屋事前調査報告書のうち、以下の文書 1、自宅及び隣家と前川沿い コンクリートブロック塀の写真 2、自宅敷地内の下水管の地面の亀裂の写真	R2.3.10	公開	前川護岸改修工事実施設計委託家屋事前調査報告書(H28.3)(請求者宅に係る平面図及び現場写真)		道路河川課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
64	R2.3.13	<p>予算特別委員会において市長が述べた内容のうち、</p> <p>1、「コロナウイルスの影響が長引いた場合」の「長引いた」とは具体的に何日程度を想定しているかがわかる一切の文書</p> <p>2、2.28に行われたというコロナウイルス対策会議に関し用意された資料および事前の検討内容ならびに当該対策会議における議事内容や発言者のわかる一切の文書</p> <p>3、東村山市におけるコロナウイルス対策に関する検討ならびに決定のわかる文書の一切</p>	R2.3.24	公開	R1年度元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」		指導室	※任意的申出
			R2.3.27	部分公開	<p>ア、R1年度No.1599報告・復命書「第1回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」</p> <p>イ、R1年度No.1635報告・復命書「第2回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」</p> <p>ウ、R1年度No.1637報告・復命書「第3回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」</p> <p>エ、R1年度第4回新型コロナウイルスに係る対策会議次第及び資料</p> <p>オ、R1年度第5回新型コロナウイルスに係る対策会議次第</p> <p>カ、(仮称)東村山市新型コロナウイルス対策連絡会議次第</p> <p>キ、R1年度第2回コロナウイルスに係る対策本部 次第</p>	<p>イの文書について「他自治体(東大和市を除く)の担当者氏名」は、イの文書は、東大和市が実施した調査の取りまとめ結果を、当該市より提供を受けたものであり、当該市の情報公開条例においては、当該市職員以外の公務員の氏名を原則非公開としているところであり、当該市の非公開情報を公にすると、当該市及び当該市の調査に協力した他自治体と当市との信頼関係が損なわれると認められるため、条例第6条第4号国等協力関係情報に該当し非公開</p> <p>エ、オ、カ、キの文書について「議事録」は、作成中のため、文書不存在</p>	健康増進課	※オ、カ、キは、当日配付資料無し会議

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
65	R2.3.24	新型コロナ対策会議の会議録と資料	R2.4.7	部分公開	ア、R1年度No.1599報告・復命書 「第1回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」 イ、R1年度No.1635報告・復命書 「第2回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」 ウ、R1年度No.1637報告・復命書 「第3回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」 エ、R1年度第4回新型コロナウイルスに係る対策会議 次第及び資料 オ、R1年度第5回新型コロナウイルスに係る対策会議 次第 カ、(仮称)東村山市新型コロナウイルス対策連絡会議 次第 キ、R1年度第2回コロナウイルスに係る対策本部 次第 ク、R1年度第3回コロナウイルスに係る対策本部 次第及び資料	イの文書について 「他自治体(東大和市を除く)の担当者氏名」は、 イの文書は、東大和市が実施した調査の取りまとめ結果を、当該市より提供を受けたものであり、当該市の情報公開条例においては、当該市職員以外の公務員の氏名を原則非公開としているところであり、当該市の非公開情報を公にすると、当該市及び当該市の調査に協力した他自治体と当市との信頼関係が損なわれると認められるため、条例第6条第4号国等協力関係情報に該当し非公開 エ、オ、カ、キ、クの文書について 「議事録」は、作成中のため、文書不存在	健康増進課	※オ、カ、キは、当日配付資料無しの会議
66	R2.3.25	野火止用水の市民の不正使用について	R2.4.7	文書不存在		野火止用水の市民の不正利用は、市では現認しておらず、よって当該書類は作成していないため文書不存在	道路河川課	
			R2.4.3	文書不存在		野火止用水の市民の不正利用は、市では現認しておらず、よって当該書類は作成していないため文書不存在	みどり公園課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
67	R2.3.25	東村山市立第一中学校の土日祝日の警備日誌(R2.2～3月分)	R2.4.7	部分公開	東村山市立第一中学校の「施設管理業務日誌」(R2.2、3月土曜・日曜・祝日分)	「委託先業務担当者の氏名及び印影」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	教育総務課	
68	R2.3.25	ゆりかご・ひがしむらやま事業における育児パッケージの配付記録(制度開始から本年度)	R2.4.8	部分公開	子育て応援ギフト在庫管理簿(H30、31年度分)	「子育て応援ギフト在庫管理簿(H28、29年度分)」は、各在庫管理簿の文書保存年限が1年であり、廃棄済のため文書不存在	子育て支援課	
69	R2.3.31	運動公園(SL)D51684解体済貸与陳情(メモも含む)及び貸与申請書とその回答書(承認書) 車両貸借契約書 D51684の履歴を書いたもの 搬入及び式典関係書類(写真も含む) JRへの引継書 JRへの解体お伺い書(契約解除)とその回答書等 解体スケジュールと見積金額等 実際の解体行程の写真等 SLが市へ来た際及び解体される際の市報記事	R2.4.13	部分公開	ア、車両貸借契約書(S51.10.11付) イ、契約継続通知書(S62.2.26付東京西総文第156号) ウ、車両搬入時及び昭和51年度市民大運動会の写真 エ、蒸気機関車(D51684号)の車両貸借契約の解除及び無償譲渡について(依頼) (R1.7.3付東地市発第113号) オ、蒸気機関車(D51-684号)の車両貸借契約の解除及び無償譲渡について(回答) (R1.7.18付八総総第100号) カ、受領証(R1.7.18付東地市収第55号の2) キ、御見積書(2019.6.12付) ク、工事工程表 ケ、工事写真 コ、備品異動申請書	ア、イ、オの文書について、「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ウの文書について「個人が特定できる写真の顔(公務員を除く)」 キの文書について「担当部長及び担当者の印影」 ↑ 特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	※任意的申出 「D51684の履歴を書いたもの」及び「SLが市へ来た際及び解体される際の市報記事」は、それぞれ「蒸気機関車D51684」及び「該当市報記事」を情報提供した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						キの文書について「品名・仕様」欄のうち、大項目を除いた詳細な内訳及びその単価と金額は、法人の事業ノウハウに該当し、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
1	R2.4.2	教育部教育総務課環境整備係が、R1年度に購入した消耗品及び原材料のリスト	R2.4.28	部分公開	消耗品費及び原材料費の見積書及び請求書(教育総務課環境整備係がR1年度予算にて購入したもの)	「法人代表者及び公務員を除く者の氏名及び印影」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「振込先金融機関名及び支店名、口座種別及び口座番号」 「法人代表者の印影」は、法人が事業をするうえで内部的に管理する情報であり、公開することにより法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	教育総務課	※当該文書の分量が500枚程度となる見込みであり、情報公開の準備事務に相当の時間を要するため、R2.4.30まで決定期間を延長 R2.4.28左欄の通り部分公開と決定
2	R2.4.2	民間損保契約10万円以上(R1年度)の証券の写し及び明細	R2.4.16	公開	道路賠償責任保険被保険者証券 番号3446458948		道路河川課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.16	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y134388157 イ、ボランティア活動保険証券 証券番号 Y134335991 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 Y134389581	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	みどりと公園課	本来、情報公開請求は公開対象文書を保有する各課で受付、起案を行う。しかし、本件については対象となる課が多いため、総務課情報公開係で公開対象文書を取りまとめ起案した。尚、公開請求件数は1所管1件でカウントしている。
			R2.4.16	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y131840342 イ、賠償責任保険証券 証券番号 Y131840043	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	児童課	
			R2.4.16	公開	ア、普通傷害保険証券 証券番号 R003326838 イ、普通傷害保険証券 証券番号 3566885203 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 3446151591 エ、普通傷害保険証券 証券番号 3566885190		社会教育課	
			R2.4.16	公開	「全国市長会学校災害賠償補償保険」加入依頼書		学務課	
			R2.4.16	部分公開	傷害保険証券 証券番号 R003338606	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども・教育支援課	
3	R2.4.2	民間損保契約10万円以上(R1年度)の証券の写し及び明細	R2.4.16	公開	道路賠償責任保険被保険者証 証券番号 3446458948		道路河川課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.4.16	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y134388157 イ、ボランティア活動保険証券 証券番号 Y134335991 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 Y134389581	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	みどりと公園課	本来、情報公開請求は公開対象文書を保有する各課で受付、起案を行う。しかし、本件については対象となる課が多いため、総務課情報公開係で公開対象文書を取りまとめ起案した。尚、公開請求件数は1所管1件でカウントしている。
			R2.4.16	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y131840342 イ、賠償責任保険証券 証券番号 Y131840043	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	児童課	
			R2.4.16	公開	ア、普通傷害保険証券 証券番号 R003326838 イ、普通傷害保険証券 証券番号 3566885203 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 3446151591 エ、普通傷害保険証券 証券番号 3566885190		社会教育課	
			R2.4.16	公開	「全国市長会学校災害賠償補償保険」加入依頼書		学務課	
			R2.4.16	部分公開	傷害保険証券 証券番号 R003338606	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども・教育支援課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
4	R2.4.7	東京都環境確保条例110条に基づき、適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱っていることを報告しているすべての事業所のついて、下記項目が把握できる一覧表形式のもの。(最新のもの) 事業所名、場所(所在地)、工場・指定作業所の別、業種名(又は業種コード)、使用目的、物質名、使用量、製造量、化学物質排出把握管理促進法第5条第2項に規定する主務大臣への排出量等の届出の有無	R2.4.14	公開	ア、適正管理化学物質データ集計様式 イ、事業所情報(都送付用)		環境・住宅課	※任意的申出
5	R2.4.9	下記案件の選定指定管理者の提出した事業計画書一式(事業計画書・提案事項、財務計画) 1、東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者(H27年分)(提出期間 H27.9.4～H27.9.17) 2、東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者(H30年分)(提出期間 H30.8.31～H30.9.20)	R2.4.23	部分公開	事業計画書(H27.9.15付、H30.9.20付)	「申請者の氏名、メールアドレス」 「サービスの質の確保・向上に関する計画、会議風景の部分」は、当該法人の個人担当者名、連絡先メールアドレス、特定個人の容姿が映り込んだ情報であることから、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「3か年分の財務指標の項目ごとの割合及び特記事項」 「人員計画、管理員の配置人数・時間、勤務形	地域安全課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>態に関する部分」 「サービスの質の確保・向上に関する計画中、具体的な管理手法に関する部分」 「施設等の保守点検、安全・衛生確保、修繕に関する計画中、具体的な管理手法に関する部分」 「指定管理料収支予算書中、内訳金額に関する部分」 「収納事務委託料収支予算書中、内訳金額に関する部分」 「東村山駅東口第5駐輪場(指定管理料・収納事務委託料)収支予算書中、内訳金額に関する部分」は、当該情報を公にすると、当該法人の競争上又は事業運営上の利益その他社会的地位が損なわれると認められることから、条例第6条第3号法人情報に該当し、非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
6	R2.4.9	自転車フロントフォークに関する商品テスト報告書(R1.10月提出分)	R2.4.22	部分公開	R2年度No.6起案書「商品テスト結果の報告について(回答)」	「法人部長の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「法人担当者の氏名」は、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	市民相談・交流課	
7	R2.4.22	市の新型コロナウイルス対応について 1、「対策本部」の発足、メンバーなど経過が分かる記録の全部 2、「公開指針」の内容の決定の経過など作成過程が分かる記録の全部 3、市が公表している感染者数がどのように把握されているのかが分かる記録の全部 4、今後の感染拡大に対する市の対応が分かる記録全部	R2.5.15	公開	ア、R1年度No.1736報告・復命書「第5回新型コロナウイルスに係る対策会議の開催報告」 イ、R1年度No.1865報告・復命書「第3回新型コロナウイルスに係る対策本部の開催報告」 ウ、R2年度No.64報告・復命書「第4回新型コロナウイルスに係る対策本部の開催報告」 エ、R2年度No.66報告・復命書「第5回新型コロナウイルスに係る対策本部の開催報告」 オ、R2年度No.73報告・復命書「臨時・第6回新型コロナウイルスに係る対策本部の開催報告」 カ、R2年度No.90報告・復命書「第7回新型コロナウイルスに係る対策本部の開催報告」 キ、東村山市における新型コロナウイルス感染症発生時の公表指針 ク、区市町村別患者数(R2.4.17及び4.24時点)		健康増進課	※ゴールデンウィークの閉庁日を挟み事務手続・決裁等の時間が十分に確保できないことから、R2.5.15まで決定期間を延長 R2.5.15左欄の通り公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
8	R2.4.23	人権の森構想推進基金積立金の内訳と、人権の森構想推進事業費のうち、報償費、保険料、委託料、使用料及び賃借料の詳細がわかるもの(H29年度～R1年度分)	R2.5.7	公開	ア、人権の森構想推進基金の推移 イ、人権の森構想推進事業費の内訳(H29～R1年度分)		企画政策課	
9	R2.4.24	1、特別支援教室のケース会議全会議録(R1年度分)(請求者子の分は除く) 2、●●小学校特別支援教室校内委員会全会議録(R1年度分)	R2.6.19	非公開		1については、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述を他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当し非公開 2については、作成していないため、文書不存在	子ども・教育支援課	※ゴールデンウィークの閉庁日を挟み事務手続・決裁等の時間が十分に確保できないことから、諾否の決定を14日以内に行うことが困難なため、R2.6.19まで決定期間を延長 R2.6.16左欄の通り非公開と決定
10	R2.5.18	東村山駅東口噴水等の水道料金が分かるもの(過去3年分)	R2.6.1	公開	東村山駅東口駅前噴水水道料金・下水道料金請求書(写)(H29年4・5月分からR2年2・3月分)		道路河川課	
11	R2.5.19	住民情報システム共同利用に関する協定書	R2.5.22	公開	小平市・東村山市・東久留米市 住民情報システム共同利用に関する協定書		情報政策課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
12	R2.6.4	以下について、文書が残っている各年度分全て スクールソーシャルワーカー活用事業の1趣旨、2目的、3教育委員会予算全体における位置づけ、4事業の予算額、国からの補助額 スクールソーシャルワーカーとそのスーパーバイザーの5身分、6職務内容、7派遣主体・方法、8勤務時間、9有給休暇の有無・日数、10給与・報酬額とその根拠、11交通費支給の有無、12社会保険の有無、13雇用・任用期間、14契約更新の有無・条件、15勤務場所、16免職規定、17応募資格、18応募方法・必要な書類や提出物、19選考方法、20募集人数、21応募人数、22新規採用人数、23応募倍率、24(新規・継続含めて)雇用人数、25募集要項の掲載日、26募集締め切り日、27(面接選考があれば)面接選考日、28選考結果の開示日	R2.6.17	部分公開	ア、東村山市会計年度任用職員任用規程 イ、R2.4.1採用 東村山市会計年度任用職員(専門職員)募集要項 ウ、R2.2月実施 R2.4.1入所会計年度任用職員(スクールソーシャルワーカー)採用試験実施状況	「7派遣主体・方法」及び「23応募倍率」については、作成していないため、文書不存在。	人事課	※任意的申出 人事課にて任用事務を所掌し始めたH29年度以降の以下の情報については、市ホームページにて確認できることから、該当ページについて情報提供した。 「5身分」「6職務内容」「7派遣主体・方法」「8勤務時間」「9有給休暇の有無」「10給与・報酬額とその根拠」「11交通費支給の有無」「12社会保険の有無」「13雇用・任用期間」「15勤務場所」「16免職規定」「17応募資格」「18応募方法・必要な書類や提出物」「19選考方法」「20募集人数」「25募集要項の掲載日」「26募集締め切り日」「27(面接選考があれば)面接選考日」

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R2.6.18	部分公開	ア、H26年度No.1107起案書「東村山市スクールソーシャルワーカー設置要領の制定」 イ、H27年度No.593起案書「平成27年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の交付申請(提出)」 ウ、H27年度No.1097起案書「平成27年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業の事業完了に伴う実績報告書の提出」 エ、H28年度No.723起案書「平成28年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の交付申請(提出)」 オ、H28年度No.1178起案書「平成28年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業の事業完了に伴う実績報告書の提出」 カ、H29年度No.655起案書「平成29年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の交付申請(提出)」 キ、H29年度No.948起案書「平成29年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業の事業完了に伴う実績報告書の提出」	キ、ク、ケ、サの文書のうち、「特定個人の給与額及び社会保険料が特定出来る箇所」は、当該個人が一般に公にしていなものであり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 スクールソーシャルワーカー活用事業の「教育委員会予算全体における位置づけ(H26年度分)」「事業の予算額(H26年度分)」、スクールソーシャルワーカーとそのスーパーバイザーの「7派遣主体・方法(H26年度分)」「8勤務時間(H26年度分)」「9有給休暇の有無・日数(H26～28年度分)」「10給与・報酬額とその根拠(H26年度)」「11交通費支給の有無(H26年度)」「12社会保険の有無(H26年度)」	子ども・教育支援課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					ク、H30年度No.697起案書「平成30年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の交付申請(提出)」 ケ、H30年度No.957起案書「平成30年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業の事業完了に伴う実績報告書の提出」 コ、R1年度No.629起案書「令和元年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の交付申請(提出)」 サ、R1年度No.844起案書「令和元年度東京都スクールソーシャルワーカー活用事業の事業完了に伴う実績報告書の提出」	「13雇用・任用期間(H26年度)」「14契約更新の有無・条件(H26～28年度分)」「15勤務場所(H26年度)」「16免職規程(H26～28年度分)」「17応募資格(H26～28年度分)」「18応募方法・必要な書類や提出物(H26～28年度分)」「19選考方法(H26～28年度分)」「20募集人数(H26～28年度分)」「21応募人数(H26～28年度分)」「22新規採用人数(H26～28年度分)」「23応募倍率(H26～28年度分)」「24(新規・継続含めて)雇用人数(H26年度)」「25募集要項の掲載日(H26～28年度分)」「26募集締め切り日(H26～28年度分)」「27(面接選考があれば)面接選考日(H26～28年度分)」「28選考結果の開示日(H26～28年度分)」は、当該情報がある文書を作成していないため、文書不存在。		
13	R2.6.9	第七中学校浸透設備設置工事設計内訳書(H30年度分)	R2.6.12	公開	市立東村山第七中学校浸透設備設置工事 設計内訳書(H30年度分)		教育総務課	
14	R2.6.9	子育て総合支援センター空調設備改修工事設計内訳書(R2.5月入札分)	R2.6.22	公開	子育て総合支援センター空調設備改修工事(空調設備) 設計内訳書(R2年度分)		地域子育て課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
15	R2.6.24	R2.5.1現在の市内私立幼稚園年齢別園児数	R2.6.26	公開	R2年度No.153起案書「市内私立幼稚園通園児数の集計」		保育幼稚園課	
16	R2.6.29	案件番号2020-00184 件名 橋梁補修工事 開札日 2020.6.24 金入設計内訳書及び設計図面	R2.7.6	公開	橋梁補修工事の「金入り設計内訳書」及び「設計図面」		道路河川課	※任意的申出
17	R2.7.2	市内小学校特別支援教室の面談記録(個人名以外)(2019年度分)	R2.7.16	非公開		公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	子ども・教育支援課	
18	R2.7.14	1、R1年度東村山市第四中学校標準服販売業者・メーカー等(予定含む)との価格交渉に関する一切の記録 2、R1年度東村山市第四中学校標準服の指定に関する一切の記録 3、東村山市第四中学校標準服仕様書又は仕様書に準ずるもの	R2.7.20	部分公開	ア、入学のしおり3P イ、生徒手帳18P、19P ウ、東村山市第四中学校標準服のご案内	1については、東村山第四中学校標準服の販売業者等より販売価格について学校が説明を受けているものの、学校及び教育委員会において当該事業者等と売買契約を結んでいるものではないため、価格交渉を行っていないことから、該当文書も作成されておらず、文書不存在。	指導室	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
19	R2.7.29	1、東村山市立中学校各校(全校)のH30年度、H31年度入学者向け標準服パンフレット等(価格入り) 2、東村山市立中学校標準服販売業者・メーカー等(予定を含む)との価格交渉に関する一切の記録(対象年度:R1年度、対象校:第四中学校を除く全て) 3、R1年度東村山市立中学校(第四中学校を除く)標準服の指定に関する一切の記録 4、東村山市立中学校(第四中学校を除く)標準服仕様書(ないときは、仕様書に準ずるもの)	R2.8.7	部分公開	<p><R1年度東村山市立中学校(第四中学校を除く)標準服の指定に関する一切の記録></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東村山市立東村山第一中学校入学案内P9・10及び生徒手帳P12・13 ・東村山市立東村山第二中学校入学のしおりP10・11及び生徒手帳P12～15 ・東村山市立東村山第三中学校新入生の皆さんへP1～4及び生徒手帳P8～11 ・東村山市立東村山第五中学校入学案内P14及び生徒手帳P12・13 ・東村山市立東村山第六中学校新入生説明会P2・3及び生徒手帳P12・13 ・東村山市立東村山第七中学校新入生学校説明会P7及び生徒手帳P14～17 <p><東村山市立中学校(第四中学校を除く)標準服仕様書(ないときは、仕様書に準ずるもの)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東村山市立東村山第一中学校標準服のご案内(ムサシノ学生服) ・東村山第一中学校標準服のご案内(ふじや) 	<p>1については、当該文書は廃棄済みのため、文書不存在。</p> <p>2については、東村山市立の中学校標準服の販売業者等より販売価格について各学校が説明を受けているものの、学校及び教育委員会において当該事業者等と売買契約を結んでいるものではないため、価格交渉を行っていないことから、該当文書も作成されておらず、文書不存在。</p>	指導室	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					<ul style="list-style-type: none"> ・東村山市立東村山第二中学校標準服のご案内(ムサシノ学生服) ・東村山第二中学校標準服のご案内(マスダ学生服) ・(東村山第三中学校)令和2年度新入生の標準服販売についてのお知らせ(ムサシノ学生服) ・(東村山第三中学校)令和2年度新入生の標準服販売についてのお知らせ(マスダ学生服) ・東村山市立東村山第五中学校標準服のご案内(ムサシノ学生服) ・東村山市立東村山第六中学校標準服のご案内(ムサシノ学生服) ・東村山市立東村山第七中学校体育着・標準学生服のご案内(トムスポーツ) ・ムサシノ学生服東村山市立東村山第七中学校標準服のご案内 			
		<p>1、R2年度●●小学校けやき教室面談記録様式(ないときは、実際1学期面談記録を模したもの)</p> <p>2、第1回東村山市特別支援教育推進計画策定委員会(R2.7.17)資料4 第四次実施計画の総括第3章 施策2 校内委員会の充実のもととなった、学校訪問の実施日時及び学校訪問での聞き取り内容の概要が分かる文書</p>	R2.8.11	部分公開	●●小学校けやき教室指導資料	2については、指導主事の定例訪問など日々の学校と係る業務の中で認識されている状況に基づき作成されている文書であり、作成において根拠となる文書は存在しないため、文書不存在。	子ども・教育支援課	